

第4回「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」におけるJTの意見陳述要旨

はじめに

ご説明資料の2ページをご覧ください。

2007年に公表された「健康日本21」の中間評価報告書におきましては、「分煙の推進など昨今の様々なたばこ対策の成果は着実に進展している。」あるいは、「公共の場及び職場における分煙に対する取組も増加している。」との評価がなされております。

資料3ページは、その具体的な進展度合いを示しております。また、資料4ページはJTが行ったアンケート結果ですが、主な健康増進法25条の対象施設の禁煙および分煙の推移をしめしております。これらの調査結果からも、ここ数年間で、取組みが着実に進展していることは明らかであると考えております。

しかしながら、その進展度合いに関しましては、「業種や施設の態様や利用者の実態によっては、まだまだ不十分な部分がある」との指摘があることも承知しております。

このたびの検討会は、先ほど申し上げました様に、着実な成果をあげている健康増進法の枠内で、いかにすれば受動喫煙防止対策の取組みをより一層推進させ、実効性をあげることができるだろうか、との趣旨で開催されているものと承知しており、私たちJTもその趣旨に賛同するところでございます。

従いまして本日は、皆様のご検討に資する、私たちJTが実際に実施している様々な取り組みをご紹介するとともに、国として採択可能な対策をご提案させていただきたいと考えております。

JTの取組みの背景となる基本的考え方

私たちJTは、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存している社会が望ましいと考えております。その実現のためには、たばこに関わる諸問題を解決することが肝要であり、そのために私たちJTは、様々な取り組みを実施しているところでございます。

たばこに関わる諸問題については、ポイ捨てによる美観の問題や人ごみでの歩きたばこの安全の問題、未成年喫煙の問題など様々あり、受動喫煙の問題も、その例外ではございません。

たばこを吸われる方が吸入した煙（主流煙）の吐出煙と、たばこの先端から出る煙（副流煙）とが、空気中で混じり合って拡散し、薄められたもののことを環境中たばこ煙と言い

ます。周囲の人がこの環境中たばこ煙を吸い込むことが、いわゆる受動喫煙と呼ばれているものでございます。

非常に薄められたものとは言え、環境中たばこ煙を吸引することによる影響はございます。まず、気密性が高く換気が不十分な場所において、眼や鼻、喉の刺激や不快感などの症状が発生するという急性の影響がございます。そして、多くの疫学研究により報告されておりますが、例えば喘息発作の誘因となるような、子供の受動喫煙による呼吸器系疾患や症状の悪化という慢性の影響もございます。

一方、受動喫煙と、肺がんや虚血性心疾患などの発生との関連性は、大部分の疫学研究において、統計的に有意な結果は示されておらず、科学的に説得力のある証明がなされていないものと私たちJTは考えております。しかしながら、たばこを吸わない方々にとって受動喫煙は、しばしば迷惑となりうると考えております。

こうした私たちJTの考えの基礎となっている資料も、5ページから10ページにご参考までに掲載させていただいております。

したがって、私たちJTとしては、たばこを吸われる方お一人お一人にどのように吸っていただければ、吸われない方へこうしたご迷惑をおかけしないか、ということを考え、その解決のための様々な取組みを実施しているところでございます。

JTの取組み

それでは、JTの取組みについて、「普及啓発」と「具体的取組み」の2点に大きく分けて、ご説明いたします。

まずは「普及啓発」に関してでございますが、二つの取組みをおこなっております、順にご紹介いたします。

まずは、普及啓発に関する1点目として、喫煙マナーの啓発をおこなっております。資料11ページをご覧ください。

「あなたが気づけばマナーは変わる。」というコピーで、マナー広告を積極的に発信しております。

これは、たばこを吸われる方が自身の行動を振り返り、マナーの大切さに気づいていただき、考えていただいて、さらには行動を変えていただきたい、という想いをこめたものです。

普及啓発に関する2点目としては、分煙に関する普及啓発を実施しております。分煙につきましては、従来より当社のウェブサイトにて具体的な分煙方法や分煙アイテム等のご紹介を行ってりましたが、今年の8月には新聞紙面にて、JTの分煙に関する基本

的な考え方を示す企業広告を実施いたしました。

資料12ページ目をご覧ください。

こちらの広告でお伝えしたいメッセージは次の3点でございます。

まず1点目は、分煙のカタチはひとつではない、ということです。

私たちは、分煙のカタチはひとつに決めてしまうものではなく、たばこを吸われる人にとっても、吸われない人にとっても、さらには施設の管理者にとっても様々な選択肢が整っており、それらを自由に選べる環境が、社会全体でより分煙がすすんでいる状態、「分煙社会」であると考えております。

2点目は、分煙の推進に貢献するために、私たちJTが具体的に取組んでいるということです。その詳細については、後ほどご紹介いたします。

最後、3点目としては、私たちの目指す分煙の最終的なカタチは、「人を分けずに、煙を分ける。」ことである、ということです。

たばこの煙、においをより完全にコントロールし、同じ空間であっても、たばこを吸う人も吸わない人も、たばこの煙やにおいを気にしないでいい、そんな空間を提供したいと考え、幅広い専門家等と共同で研究開発に着手しているところです。

資料13ページをご覧ください。

これらのメッセージをお伝えする新聞広告を皮切りに、様々な分煙のあり方を解りやすくお伝えするためにテレビ広告も開始し、また「分煙ドットコム」という名前のウェブサイトを立て、分煙に関する詳細な情報提供を行っているところです。

次に、私たちJTが実施しております「具体的取組み」の詳細を、3点ご紹介いたします。

まず1点目は、喫煙場所の整備への協力です。

空港、駅など公共の施設において、喫煙場所の設置に協力しております。

資料は14ページ及び15ページになります。

本日は、その中から、資料14ページの新千歳空港の事例をご紹介します。

新千歳空港の喫煙スペースは、天井部で気流を制御する“誘引気流分煙システム”を導入しております。これは、天井部に設置された“誘引気流フラップ”が気流を生み出し、立ち昇ったたばこの煙を排気ダストへと誘引し、屋外へ排出する仕組みで、これにより、出入り口にドアがなくても十分な引圧を確保することができ、煙やニオイが喫煙スペース外へ漏れにくくなっております。

2点目は、「分煙コンサルティング」の実施でございます。

資料は16ページになります。

分煙を望むビルオーナーや施設管理者の方からのご相談窓口として、2004年より社内に「分煙コンサルティングチーム」を設け、当該施設の特徴やそれらを利用される方々のニーズに応じた分煙コンサルティングを無償で実施しており、2008年9月末現在で1295件の施工のお手伝いをしております。

資料17ページ及び18ページでは、私たちがどのようなお手伝いをしているかご理解いただくために、具体的な実例をご紹介します。

例えば17ページの、あるイベントホールですが、この施設の担当者の悩みは、開催するイベントによっては屋内喫煙所がいっぱいとなり、通路まで煙が広がってしまうことと、敷地が広いため、休憩時間中に喫煙者を屋外喫煙所に誘導することは困難であるという2点でした。

ついては屋内喫煙所を何とか改善して対応できるようにしたい、というご要望が私たちに寄せられました。

早速、施設担当者が王子にありますJT分煙試験室に来ていただき、そこで煙の流れの特徴や効果的な間仕切りのデモンストレーションを体験していただきました。

次に現地の喫煙場所を訪問して実際の使用状況を見た上で、改善方法を施設担当者との協議いたしました。

その結果、施設側がまず排気装置を設置され、さらに喫煙場所と非喫煙場所の境界部にカーテン等を仮設されましたので、こちらからスモークマシンを持参して煙の流れおよび漏れを確認しながら最適な形状をシュミレーションし、施設管理者と検討を重ねました。最終的には、施設側が写真のような形でビニールカーテンを設置され、喫煙環境を改善することができましたので、施設担当者に非常に喜んでいただくことができました。

資料19ページから26ページは、このような分煙コンサルティングを実際に実施した、様々な施設の施工例でございます。時間の関係でご説明は省略いたしますが、もしご興味ございましたら後日改めてご説明させていただきたいと思っております。

そして最後、取組みの3つ目は、さらなる分煙環境向上のための未来に向けた取組みで、これは先ほども述べましたとおり、私たちが目指す分煙の最終的なカタチである、「人を分けて、煙を分ける。」ことを目指した取組み事例です。

資料27ページをご覧ください。

私たちJTは、2006年から、快適な分煙空間をつくるための第一歩として、アイデアや空間作品例を一般の方々から募集する「スモーカーズ・スタイル・コンペティション」という試みを行っております。

2007年度最優秀賞受賞作品は、煙の流れが調整可能な上下移動型のパラソルを軸に、空間を分断せずに分煙を可能にするアイデアで、資料28ページにもあるように、そのコンセプトはすでに原宿の「カフェ・スタジオ」で活かされております。

社会全体で取組みをより一層進めていくための解決策の提案

次に、社会全体で受動喫煙防止対策の取組みをより一層進めていくため、私たちJTが考える解決策を2点、ご提案いたします。

まず1点目は、そもそも健康増進法をご存知でない施設管理者がまだ多くおられるのではないか、という観点からのご提案でございます。

資料29ページは、神奈川県で実施されたアンケート結果を加工したものです。青い線が健康増進法25条の認知率で、赤い線が受動喫煙防止のため分煙や禁煙等何らかの取組みを実施している施設の割合です。

このグラフから、2つのことが言えると考えております。

1点目はそもそも健康増進法25条についてご存知でない施設の管理者がまだ多く存在する、ということ、2点目は健康増進法の認知が高い施設では取組みが進んでおり、反対に認知が低い施設では認知の高い施設と比較して今一歩取組みが進んでいない、ということです。

これらのことから、まずは健康増進法をさらに周知徹底し、受動喫煙防止対策について一層の理解を求めていけば、受動喫煙を防止することを格段に前進させることが可能ではないかと考えており、まずは「健康増進法の周知徹底」が私たちのご提案の1点目でございます。

続きまして2点目は、健康増進法をご存知でも取組みを行うことが難しい施設の管理者がいるのではないかと、という観点からのご提案でございます。

取組みを行うことが難しい施設の多くは、分煙をするためのスペースを確保できなかったり、分煙をするためのコストに課題のある中小零細施設ではないかと考えます。

このような施設にとって、もし全面禁煙しか取りうる措置がなかった場合、喫煙場所規制が導入された国で数多く報道されているように、飲食店の売上減少とそれに伴う従業員の解雇、屋外喫煙場所確保のための設備投資競争とその競争に敗れた小規模施設の廃業、さらには酒類の売上減少など、様々な影響が生じる懸念がございます。

資料30ページ及び31ページは、それらの経済的影響を伝える報道のほんの一部です。

こうした施設に対する配慮を考えた上で、私たちのご提案いたしますのは、店頭掲示の奨励でございます。

資料は32ページです。

「店頭掲示の奨励」とは、その施設が喫煙可か、禁煙か、分煙であればその詳細、例えば喫煙スペースが設置されているのであればその旨、あるいは時間分煙であれば禁煙時間帯など、を施設入口へ掲示するよう、国や自治体が施設の管理者に対し奨励する、というものです。

この方法によれば、施設の利用者は、その施設の喫煙に関する店頭掲示を見ることにより、施設の利用に先立って、施設内の環境を知ることが出来るので不意の受動喫煙を効果的に防止することができます。

また、簡単・低コストであるため、より多くの施設で取組みを進めていくことが可能となり、社会全体で受動喫煙防止対策をより一層進めていくことに資するものであると私たちは考えております。

まとめ

本日は、貴重なお時間を頂きまして、受動喫煙防止対策をより一層進めていくため、健康増進法の周知徹底と店頭掲示の奨励という2点の解決策をご提案いたしました。

これから更に、国と幅広い専門家や関係者の方々との協議が行われることと存じます。その際は、私たちJTといたしましても、これまでの知見をご提供するにとどまらず、その企画や実行においての協業等、様々なご協力をさせていただきたいと考えております。

(了)